

人手不足分野賃金・人材動向実態調査業務委託企画提案募集要領

この要領は、当該業務の受託者を決めるために実施する公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

全国的に人手不足が深刻化する中、本県においても、建設、医療、福祉等をはじめとする分野において、労働力需給のミスマッチが課題となっている。特に、人手不足の背景には、単純な労働力総量の不足だけでなく、職種・業務・スキル、賃金水準、雇用条件、働き方、地域条件等のミスマッチが複合的に影響していると考えられる。

本業務は、人手不足が顕著な分野を中心に、既存統計・行政資料等の分析及び関係団体・企業・求職関係機関等へのヒアリングを通じて、賃金水準、人材需要、スキル要件等の実態を把握するとともに、人手不足の要因及び労働移動を阻害する要因を分析し、労働移動の可能性を検討するものである。

また、調査・分析結果を踏まえ、既存施策の改善・発展に資する提案及び新規施策の提案を行い、山梨県の実情を踏まえた人手不足対策等につなげていくための基礎資料を作成することを目的とするものである。

2 業務の概要

(1) 業務名称

人手不足分野賃金・人材動向実態調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「人手不足分野賃金・人材動向実態調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

(3) 予算上限額

金 19,434,844 円（消費税及び地方消費税を含む）

但し、この金額は予算上限額であり、契約時の予定価格を示すものではない。

(4) 契約期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

3 企画提案に係る日程（予定）

- | | |
|----------------------|-------------------|
| (1) 公募開始 | 令和8年7月31日（金） |
| (2) 質問受付期限 | 令和8年8月10日（月） |
| (3) 質問回答期限 | 令和8年8月12日（水） |
| (4) 参加申込書提出期限 | 令和8年8月14日（金） |
| (5) 企画提案書提出期限 | 令和8年8月31日（月）午前10時 |
| (6) 企画提案プレゼンテーション審査 | 令和8年9月 3日（木） |
| (7) 審査結果通知、契約締結、事業着手 | 令和8年9月 4日（金）以降 |

4 参加資格

本公募型プロポーザルに参加できる者は次に掲げる条件の全てを満たす法人又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告の日以降に、「山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領」または「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
- (3) 県の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当な者であると認められる者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (6) 都道府県税、消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- (7) 当該公募案件に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ）の関係にある場合

イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。但しアについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（ア）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

b 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている取締役
- (イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- (ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を遂行しないこととされている社員を除く。）
- (エ) 組合の理事
- (オ) その他業務を遂行する者であって、（ア）から（エ）までに掲げる者に準ずる者
- イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視する資本関係又は人的関係があると認められる場合
- (8) 直近5年間に、国又は地方公共団体において、同種・類似の業務受託実績を有していること。

5 参加申込書の提出

- (1) 提出期間 令和8年7月31日（金）から8月14日（金）までの平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
※平日とは、山梨県の休日を定める条例（平成元年3月27日条例第6号）に定める県の休日を除く日とする。以下同じ。
- (2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館2階
山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課 働き方改革推進担当
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期間内必着）とする。
- (4) 提出書類 以下の①～⑥を各1部提出すること。
 - ①参加申込書（様式第1号）
 - ②誓約書（様式第2号）
 - ③会社概要等整理表（様式第3号）
※会社概要が把握可能な書類（会社パンフレットなど）がある場合は、それを添付すること。
 - ④過去5年間の同種・類似業務実績整理表（様式第4号）
 - ⑤都道府県税納税証明書（都道府県税に未納がない旨の証明）（都道府県で交付される様式）
 - ⑥消費税及び地方消費税に関する納税証明書（未納がない旨の証明）
 - ⑦履歴事項全部証明書（写し可）

※書類受付日から3か月以内に発行されたもの

⑧資本関係・人的関係等に関する調書（様式第5号）

- (5) その他 郵送により(4)の提出書類を受け付けた場合には、事務局（12事務局（問い合わせ先）と同様。以下同じ。）から電話で確認の連絡を行うので、郵送後2日以内（平日）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

6 企画提案に係る質問

- (1) 受付期間 令和8年7月31日（金）から8月10日（月）午後5時まで。
(2) 提出先 山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課 働き方改革推進担当
電子メール hataraku@pref.yamanashi.lg.jp
(3) 提出方法 電子メールとする。件名を「人手不足分野賃金・人材動向実態調査業務委託企画提案公募に関する質問」とし、電話にて事務局にメールの受信確認を行うこと。
(4) 提出書類 質問票（様式第6号）
(5) 回答方法 令和8年8月12日（水）までに質問者へ電子メールで送付及びホームページに掲載する。
(6) その他 本企画提案に関係ない質問や公平性が保てないと判断した場合は回答しないことがある。

7 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和8年8月31日（月）午前10時
平日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。
(2) 提出先 〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館2階
山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課 働き方改革推進担当
(3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限内必着）とする。
(4) 提出書類
①企画提案書かがみ（様式第7号）
②企画提案書（任意様式）※企画提案書には提案事業者の名称を記載しないこと。
③見積書（任意様式）
(5) 提案数 1事業者1提案とする。
(6) 提出部数 6部（A4判） 正本1部、副本5部
※パンフレット等の添付書類がある場合は、別綴りとする。こと。
(7) 作成にあたっての留意点
①提出書類は原則としてA4判で作成し、文字は10.5ポイント以上、上下左右に20mm以上の余白を設定すること。（A3判の仕様はやむを得ない場合のみに限ることとし、その場合は片面、Z折りとする。）
②(4)②の企画提案書は両面印刷とする。（用紙が縦の場合は左右開き、横の場合は上下開きとする。）ただし、構成上必要な部分においては片面でも良い。

③表紙・目次（添付書類一覧表を含む）を付け、ページ下にはページ番号を符番すること。

④提案内容は、考え方や実現方法等について、表や図等も活用しながら分かりやすく、かつ簡潔・明瞭に記載すること。

（８）提出書類の内容

①企画提案書には仕様書に基づき、具体的な取組方針、業務スケジュール、実施体制、実施方法等を記載すること。

②仕様書に記載されていない事項であっても、業務の推進・目的達成のために必要と認められる事項については、「２ 業務の概要（３）予算上限額」の範囲内で、積極的に提案すること。

③できる限り別添「人手不足分野賃金・人材動向実態調査業務委託に係る委託候補者選定の手順及び審査の基準」（以下「審査基準」という。）の項目に沿って企画提案書の作成とプレゼンテーションを行うこと。

また、有益と考えられる追加提案や独自のアイデア等がある場合は、わかりやすく記載すること。

④見積書については次のとおりとする。

ア 見積書の合計金額（税込）は「２ 業務の概要（３）予算上限額」の額を超えないこと。

イ 見積額は「一式」ではなく、項目ごとに記載すること。（人件費、旅費、消耗品費、通信費等）

ウ 見積書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を基準に契約の協議を行うので、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を除いた金額を見積書に記載すること。

エ 積算根拠は仕様書を参考に可能な限り詳細に記載すること。

（９）その他

①郵送により（４）の提出書類を受け付けた場合には、事務局から電話で確認の連絡を行うので、郵送後２日以内（平日）に連絡がない場合には、事務局に問い合わせること。

②提出期限後における企画書の再提出、差し替えは一切認めない。

③「４ 参加資格」の条件を満たさなくなった者の企画提案及び次のいずれかに該当する企画提案は無効とする。

- ・本募集要領の規定に反した提案
- ・誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

８ 審査、選定方法等

（１）審査会

企画提案審査は、審査基準に基づき、人手不足分野賃金・人材動向実態調査業務委

託に係る企画提案審査会（以下「審査会」という。）が行う。

（２）審査の実施

企画提案書の内容について、プレゼンテーションの機会を設けることとする。

プレゼンテーションは企画提案書の内容を審査委員に説明し、審査委員の質問に回答する形式で行うものとする。この際、企画提案書と関係のないことは説明できない。また、当日の追加資料は認めない。なお、プレゼンテーションは非公開とする。

（３）選定方法

①審査会は、審査基準に基づき、企画提案ごとに審査委員の審査点を集計し、その審査点の合計が最も高い企画提案書を提出した提案者を委託先候補者として選定する。得点が同点の者が生じた場合は、審査会において協議の上、順位を決定する。なお、提案者が１事業者の場合であっても同様に審査を行い、業務を適切に実施できると判断した場合は、当該提案者を委託先候補者として選定する。

②企画提案審査は、提出のあった企画提案書と見積書をもとに、プレゼンテーション（２０分）と質疑応答（１０分）により行いが、提案者数によっては、時間を短縮する場合がある。また、企画提案の説明及び質疑への応答は、実施体制において主担当者となる者が中心に行うこととし、会場への入室者は２名以内とする。

③審査会の日時及び場所等は、以下のとおり予定しているが、詳細は企画提案書提出者宛別途連絡をするものとする。

- ・実施日 令和８年９月３日（木）（予定）
- ・実施時間 ８：３０～１７：００の間で実施
- ・実施場所 山梨県庁内

④プレゼンテーションに参加しない場合は、選定から除外する。

（４）企画提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の企画提案は無効とする。

- ①企画提案に参加する資格のない者が提案したとき
- ②所定の日時及び場所に企画提案書を提出しないとき
- ③同一人が２件以上の企画提案をしたとき
- ④企画提案に関する談合、提出書類の虚偽記載、その他不正の行為があったとき
- ⑤見積書の金額が不明な企画提案をしたとき
- ⑥その他、指示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

９ 審査結果の通知

（１）審査結果については、選定・不選定にかかわらず書面により各提案者に通知するものとする。なお、審査に関する問い合わせ及び審査結果に対する異議申し立てには応じない。

（２）審査結果等は、県のホームページで公表する。

※公表事項は、評価基準、配点及び評価、審査結果、第１順位委託先候補者の名称等とし、第１順位委託先候補者以外の提案者の名称は公表しない。

1 0 契約の締結等

- (1) 8により選定された提案者を契約締結候補者として、委託業務に関して必要な協議を行う（その際、企画提案書の内容は、協議の上、変更する場合がある。）ものとし、協議が合意に至った場合は、本委託業務の契約の手続きを行う。
- (2) 契約締結候補者との協議が整わず契約の見込みがないときは、次点の提案者と契約に向けた協議を行い、前項に準じて契約する。
- (3) 契約については、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。
- (4) 契約保証金については、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条第1項に規定する契約保証金を契約締結と同時に納めなければならない。ただし、規則第109条の2に該当する場合はこれを免除するものとする。

1 1 その他

- (1) 参加申込書提出後に企画提案への参加を辞退する場合は、辞退届出書（様式第8号）を事務局へ提出すること。なお、企画提案の辞退は自由であり、当該辞退による不利益な取り扱いは行わない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- (3) 企画提案に要する一切の経費は、提案者負担とする。
- (4) 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- (5) 審査終了後、契約を締結するまでの間、「4 参加資格」の条件を満たさない事態が発生した場合には、契約を締結しないことがある。なお、手続きの停止又は契約を解除した場合でも、当該業務に要した費用については、一切補償しないものとする。
- (6) 企画提案及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

1 2 事務局（問い合わせ先）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県庁本館2階
山梨県総合県民支援局働く人・働き方支援課 働き方改革推進担当
電 話 055-223-1561
電子メール hataraku@pref.yamanashi.lg.jp